

## 変更届用

### 療育手帳を記載内容を変更する方へ

- 氏名・住所・電話番号・保護者など、療育手帳の内容に変更があった場合に申請が必要です。
- 千葉県外（千葉市含む）の療育手帳をお持ちの方は、転入手続きを行い、千葉県の療育手帳を改めて作成する必要があります（記載事項変更届とは異なります）。
- 千葉県内（千葉市を除く）で療育手帳をお持ちの方が松戸市に転入された場合は、転入手続きではなく、記載事項変更届のみで住所変更可能です。

#### ○申請に必要なもの

##### ① 療育手帳記載事項変更届

- ・氏名は戸籍どおりに記入してください。

##### ② 療育手帳原本

- ・変更内容は療育手帳の原本に書き込みます。必ず原本を提示してください。原本を紛失している場合は、再交付申請も一緒に行う必要があります。
- ・千葉県内（千葉市を除く）の療育手帳であれば、住所を書き替えてそのまま使用できます。

※他市町村から転入の場合、松戸市の要件でサービスの提供を行うため、前自治体と同じサービス内容になるとは限りません。あらかじめご了承ください。

〒271-8588

松戸市根本 387 番地の5

松戸市役所 障害福祉課

電話：047-366-7348

FAX：047-366-7613